

SC-I-15587F

2003.7.1 制定

2009.7.29 改訂

改正建築基準法施行による
ホルムアルデヒド発散区分表

住宅部品表示ガイドラインに基づく等級区分表示

サンサニー工業株式会社
技術部

目 次

住宅部品表示ガイドラインについて	・ ・ ・ ・ ・ 1
ホルムアルデヒド発散等級区分表	・ ・ ・ ・ ・ 4

建築基準法施行令第 20 条の 5 に基づく建築材料を使用する

平成 15 年 3 月 20 日

住宅設備・建具・収納のホルムアルデヒド 発散区分に関する表示ガイドライン

(略称:「住宅部品表示ガイドライン」)

(社) 日本住宅設備システム協会
(社) リビングアメニティ協会
(社) 日本建築産業協会
キッチン・バス工業会

1. 背景および目的

シックハウス問題の高まりにより、シックハウス対策の一環として建築基準法の改正が平成 14 年 7 月国会審議を経て成立した。これにより、建築基準法施行令及び政令にも、シックハウス対策を盛り込んだ改正が行われ、ここでは「開口部の少ない建築物等の換気設備」、及び「居室内における化学物質の発散に関する衛生上の措置」を掲げている。

特に、化学物質については、クロルピリホスとホルムアルデヒドを対象物質にあげている。ホルムアルデヒドに関しては、その発散の恐れのある材料を「ホルムアルデヒド発散建築材料」として規定し、それぞれにホルムアルデヒドの発散量に応じた区分指定を導入している。ホルムアルデヒド発散量に基づく区分のための判断根拠は、JIS 又は JAS の規定若しくは大臣認定によるとし、あくまで、「ホルムアルデヒド発散建築材料」として評価される。ところが、建築確認時において設置される住宅部品・設備機器・建具・収納は、指定建築材料を含む複数の建築材料から構成される場合が殆どであり、この場合「ホルムアルデヒド発散建築材料」にのみ、区分が与えられることでは、製品のホルムアルデヒド発散に関する単独の区分表示ができないため、建築確認時や現場での確認がより複雑になる。そのため、住宅部品・設備機器・建具・収納は、その完成品としての製品において、ホルムアルデヒド発散区分を明示することが望まれる。このような状況を鑑み、関連 4 団体では、住宅部品・設備機器・建具・収納におけるホルムアルデヒド発散に関する総合的表示方法の統一化を図り、建築基準法施行令第 20 条の 5 に基づくホルムアルデヒド発散性能の確認申請時や現場での確認が円滑に且つ容易に行われることを目的に、本表示ガイドラインを制定するものである。

2. 対象とする性能

ホルムアルデヒド発散建築材料等から構成される、住宅部品・設備・建具・収納に係るホルムアルデヒド発散性能。

3. 対象とする製品の範囲

ホルムアルデヒド発散建築材料等から構成される、住宅部品・設備・建具・収納。

具体的には以下の製品例が考えられる。

内装ドア(引戸・折戸を含む)、開閉式間仕切り、クローゼット扉、リビング用据置収納、玄関収納、キッチン、カップボード、洗面化粧台、堀コタツ、床下収納、露出型収納、天井裏収納、屋内階段など。

4. 製品のホルムアルデヒド発散区分表示方法

建築基準法施行例及び政令に準拠し、製品にも種別による区分を導入する。

内装の仕上げに該当する部分は下記の 3 つの区分とする。

天井裏等の下地に該当する部分は下記の 2 つの区分とする。

..... 規制対象外 F
..... 第 3 種 F
..... 第 2 種 F

..... 規制対象外 F
..... 第 3 種 F

5. 製品のホルムアルデヒド発散区分表示の判断基準

構成する建築材料のうち、当該製品が施行された時、居室の室内側に面する材料(「内装の仕上げ」に使用された材料)を『内装仕上部分』とよび、側板、天板等が室内に面する場合はこれらも含め、この部分

の面積が使用可能な面積の計算に用いられることになる。また、箱物(収納等)の内部、建築物に接する裏面など、室内に面さない部分に使用する材料は建築基準法施行令 20 条の 6【告示】で規制を受ける「天井裏等の下地」に該当するものとし、『下地部分』とよび、第三種及び規制対象外のホルムアルデヒド発散区分の建築材料を用いるものとする。構成する建築材料のホルムアルデヒド発散等級を 6 . に示す根拠により材料ごとに判定し、その最低性能種別をもって、「内装仕上部分」、「下地部分」それぞれの等級とする。その際には、面的でない部分に用いた接着剤(だぼ止め用など)は判定対象としない。

「内装の仕上げ」の定義については、建築基準法施行令第 20 条の 4 第 3 項の「居室の壁、床及び天井並びにこれらの開口部に設ける戸その他の建具の室内に面する部分の仕上げ」に準ずる。

6. 建築材料のホルムアルデヒド発散区分判断のための根拠

建築基準法施行令第 20 条の 5 告示【第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】、【第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】、【第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】及び第 20 条の 5 第 2 項から第 4 項に準拠する。但し、業界団体自主表示によるホルムアルデヒド発散区分についても同等に認めるものとする。建築基準法施行令第 20 条の 5 告示【第一種ホルムアルデヒド発散建築材料を定める件】に列記されていない材料は「告示対象外」であるため、判断の根拠としない。

7. 製品のホルムアルデヒド発散区分の判定責任と品質管理

「住宅設備・建具・収納のホルムアルデヒド発散区分に関する表示ガイドライン」の運用についてはあくまでも製造者等(販売・輸入している物を含む、表示を行う者)が自らの責任によって運用することとなる。よって、建築基準法にかかるホルムアルデヒド発散区分の判断の根拠となる、JIS・JAS・大臣認定等の証拠書類について製造者等は管理規定を設け、製造番号などの製品に表示される記号から構成材料を照合できる品質管理体制を整え、記録を製造後最低 5 年間保管する。また、証明書類等の開示方法をカタログ・仕様書等へ明記しておき、主事・設計者・一般ユーザー等から開示請求があった場合、応じられるように整備しておく。

【開示方法の例】

・営業所へお問い合わせ下さい。(電話番号などは併せて記載しておく) ・KISS データベース参照((社)日本建材産業協会 建材のフォーマションデータベースに登録している製品の場合)
 ・ホームページ(http://www. .co.jp)に掲載
 ・仕様書 ページに掲載
 ・ビルメンテナンス協会データベースを参照

8. 表示内容

次の 7 項目を工事現場にて確認できるように表示する。

【表示例】

製品名称

製造者等名称

ホルムアルデヒド発散区分

(内装仕上部分と下地部分の区分が異なる場合は、下地部分の区分を括弧書きで後ろに記述すること)

住宅部品表示ガイドラインに基づく 旨の記述

製造番号など(構成材料の照合ができる記号)

構成材料名称と 各々のホルムアルデヒド発散区分

(内装仕上部分と下地部分の区別が異なる場合は、両方表示すること)

問い合わせ先

① 商品名: ○○○収納	④ 住宅部品表示ガイドラインによる
② ○○○○(株)	⑤ ロット番号、製造年月日など
③ F☆☆☆☆ (下地部分F☆☆☆)	
⑥ 構成材料	
内装仕上部分	下地部分
ホルムアルデヒド発散建築材料	ホルムアルデヒド発散建築材料
PB	PB
MDF	接着剤
合板	
接着剤	
F☆☆☆☆	F☆☆☆☆
F☆☆☆☆	F☆☆☆☆
F☆☆☆☆	
F☆☆☆☆	
⑦ ○○-○○○○-○○○○(電話番号など)	

これらの事項は一括して表示される必要はないが、製品・梱包・施工説明書等、現場で確認できる物に表示することとする。但し、製品の等級について表示する場合で下地部分が異なる等級の場合は、下地部分の等級を括弧書きで併せて表示しなければならない。(下地部分の等級が内装仕上部分と異なる際は、内装仕上部分のみの表示を行ってはならない。)

システムキッチン、キッチン・バス工業会が定めたガイドラインに基づいて表示しています。

9. 発効

平成 15 年 3 月 20 日より発効するものとする。

10. 本ガイドラインの改定について

(社) 日本住宅設備システム協会、(社) 日本建材産業協会、(社) リビングアメニティ協会、キッチン・バス工業会のいずれかの発案により、4 団体で審議することとする。成案は 4 団体の運営委員会等の承認により、発効するものとする。

サンサニーフロア直貼りフローリング用

型式 梱包に以下の品番を表示
FM-2801S, FM-2802S, FM-2803S, FM-2804S

ホルムアルデヒド発散区分 : F (住宅部品表示ガイドラインによる)

ロット番号 : 梱包に表示

規制対象の範囲 : 天井裏等(下地部分)

ホルムアルデヒド発散建築材料

表面材 合板 : JAS F
 基材 フェノール樹脂発泡材 : F (大臣認定 MFN-0203)
 接着剤 : JAIA F

サンサニー小根太付マット

型式 梱包に以下の品番を表示
FM-2730-09, FM-2724-09, FM-2715-09, FM-0709-09
 FM-2706-09, FM-2730-12, FM-2724-12, FM-2715-12
 FM-2709-12, FM-2706-12, FM-2730H-09, FM-2724H-09
 FM-2715H-09, FM-2709H-09, FM-2706H-09, FM-2730H-12
 FM-2724H-12, FM-2715H-12, FM-2709H-12, FM-2706H-12

ホルムアルデヒド発散区分 : F (住宅部品表示ガイドラインによる)

ロット番号 : 梱包に表示

規制対象の範囲 : 天井裏等(下地部分)

ホルムアルデヒド発散建築材料

小根太 合板 : JAS F
 裏面材 : 告示対象外

サンサニー真打

型式 梱包に以下の品番を表示
FM-2601S, FM-2602S, FM-2603S, FM-2604S
 FM-2601SF, FM-2602SF, FM-2603SF, FM-2604SF

ホルムアルデヒド発散区分 : F (住宅部品表示ガイドラインによる)

ロット番号 : 梱包に表示

規制対象の範囲 : 天井裏等(下地部分)

ホルムアルデヒド発散建築材料

表面材 合板 : JAS F
 基材 MDF : JIS F
 粘着剤 : JAIA F

サンサニーフロア

型式 梱包に以下の品番を表示
 FM-2401S, FM-2402S, FM-2403S, FM-2404S
 FM-2401SF, FM-2402SF, FM-2403SF, FM-2404SF

ホルムアルデヒド発散区分	:	F	(住宅部品表示ガイドラインによる)
ロット番号	:	梱包に表示	
規制対象の範囲	:	内装仕上げ (仕上げ材ジュウタン等の場合)	
ホルムアルデヒド発散建築材料			
基材	MDF	:	JIS F
粘着剤		:	JAIA F

サンサニーフロア

型式 梱包に以下の品番を表示
 FM-1901S, FM-1902S, FM-1903S, FM-1904S
 FM-1901SF, FM-1902SF, FM-1903SF, FM-1904SF

ホルムアルデヒド発散区分	:	F	(住宅部品表示ガイドラインによる)
ロット番号	:	梱包に表示	
規制対象の範囲	:	内装仕上げ (仕上げ材ジュウタン等の場合)	
ホルムアルデヒド発散建築材料			
基材	MDF	:	JIS F
粘着剤		:	JAIA F

サンサニー木族

型式 梱包に以下の品番を表示
 S K -1524, S K -0724, S K -1524F, S K -0724F
 S K -2015, S K -2007, S K -2015F, S K -2007F

ホルムアルデヒド発散区分	:	F	(住宅部品表示ガイドラインによる)
ロット番号	:	梱包に表示	
規制対象の範囲	:	天井裏等(下地部分)	
ホルムアルデヒド発散建築材料			
基材	MDF	:	JIS F
粘着剤		:	JAIA F

1カダンキュア真打

型式 梱包に以下の品番を表示
 FB-0909S, FB-0609S, FB-0902R
 パック品(FP-2～FP-12B)についても同様

ホルムアルデヒド発散区分 : F (住宅部品表示ガイドラインによる)

ロット番号 : 梱包に表示

規制対象の範囲 : 天井裏等(下地部分)

ホルムアルデヒド発散建築材料

小根太 合板 : JAS F
 粘着剤 非ホルムアルデヒド系 : 告示対象外

1カダン真打

型式 梱包に以下の品番を表示
 FY12L-A, FY12L-H, FY12L-LA, FY12L-LB, FY12L-S
 FY12M-A, FY12M-H, FY12M-LA, FY12M-LB

ホルムアルデヒド発散区分 : F (住宅部品表示ガイドラインによる)

ロット番号 : 梱包に表示

規制対象の範囲 : 天井裏等(下地部分)

ホルムアルデヒド発散建築材料

基材 パーティクルボード : JIS F
 接着剤 : JAIA F

1カダン木族

型式 梱包に以下の品番を表示
 YK-2030, YK-2022, YK-2015, YK-2007

ホルムアルデヒド発散区分 : F (住宅部品表示ガイドラインによる)

ロット番号 : 梱包に表示

規制対象の範囲 : 天井裏等(下地部分)

ホルムアルデヒド発散建築材料

基材 パーティクルボード : JIS F
 粘着剤 : JAIA F